

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（更新あり）
職 種	教育業務支援員
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務。主に次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄宿舍運営補助業務 ・ 事務補助業務 ・ その他
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であつて、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務可能な地域に居住できること。 ・ 心身が健康であること。 ・ 学校教育に理解と熱意があること。
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 29 時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 14 号給から同表 1 級 22 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 152,608 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・ 通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・ 期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・ 教育業務支援員としてふさわしくない行為があつたとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・ 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・ 秘密を守る義務（同法第 34 条） ・ 職務に専念する義務（同法第 35 条） ・ 政治的行為の制限（同法第 36 条） ・ 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

電話による応募

応募に必要な書類や選考方法について説明いたしますので、下記担当までご連絡ください。

担当：愛媛県立三崎高等学校 事務長 連絡先：0894-54-0550